

つくばみらい市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年4月11日（月）午後1時30分から午後2時08分まで

2 開催場所 つくばみらい市役所 谷和原庁舎 2階 第1・2会議室

3 出席者

農業委員（10人）

会 長	6番	中 山	雅 史
会長職務代理	2番	菊 地	典 夫
委 員	1番	萱 橋	敏 男
委 員	3番	中 山	茂
委 員	4番	中 山	一 徳
委 員	5番	海老原	茂
委 員	7番	仲 井	一 人
委 員	8番	文 藏	雄 嗣
委 員	9番	岡 野	幸 雄
委 員	10番	榎 田	実

農地利用最適化推進委員（9人）

委 員	飯 田	一 夫
委 員	澁 谷	正 信
委 員	文 隨	靖
委 員	中 島	一 郎
委 員	小 菅	庄 一
委 員	吉 田	義 博
委 員	山 中	正 市
委 員	瀬 川	仁
委 員	飯 泉	秀 夫

農業委員会事務局職員（4人）

事務局 長	石 塚	英 明
事務局 長補佐	大久保	慎太郎
係 長	柳 橋	真 美
主 幹	青 木	憲 一

4 欠席委員
農地利用最適化推進委員
大山 謙吉

5 傍聴者
なし

6 議案
議案第1号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第2号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可について
議案第3号 非農地証明発行可否について
議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）
議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）
議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について

報告事項

- ①農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について
- ②制限除外の農地の移動届について

7. 会議の概要

1. 事務局（石塚事務局長）

定刻となりました。ただいまから令和4年4月のつくばみらい市農業委員会総会を開会します。

ここで皆様にお願いがございます。携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにさせていただきますようお願いいたします。

早速、総会の議事日程により進めさせていただきます。議事日程の2番「会長挨拶」中山会長よりご挨拶いただきます。中山会長お願いいたします。

1 議長（中山会長）

皆様、大変お忙しいところ、4月の定例総会にご出席頂きまして誠にありがとうございます。

農業委員会法が改正され、3期目の委員会となります。発足して最初の定例総会となります。

本日の総会には、農地利用最適化推進委員の方にも出席していただいておりますが、農地法に基づく許認可の審議はもとより、農業委員10名、農地利用最適化推進委員10

名の計20名が一体となって、農地利用の最適化に積極的に取り組んでいただき、成果を上げられるようにしていきたいと思います。皆さん方のご協力をよろしくお願ひしたいと思います。

つくばみらい市農業委員会は、平成29年10月から権限移譲を受けております。これは、許認可等の許可者が県になりますが、当市は4ha以下の許認可について、県から権限を委譲されたもので、当委員会の責任において許可の判断をしていくこととなりますので、皆様方の慎重なご審議をお願いいたします。

さらにそれぞれの委員の皆さんが、自己研鑽に努めて頂き、間違いのない審議をしていきたいと思いますので、ご協力をお願ひしたいと思います。

最後になりますが、本日の総会は、議案6件と報告事項2件となっています。

皆様の慎重な審議をお願いして、簡単ですが挨拶といたします。よろしくお願ひいたします。

1 事務局（石塚事務局長）

ありがとうございました。本日の出席委員は農業委員10名全員出席でございます。委員の出席人数が定足数に達していますので会議は成立しております。

それでは、つくばみらい市農業委員会会議規則第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は中山会長をお願いいたします。

1 議長（中山会長）

それでは、暫時議事を進めてまいりますので、皆様方のご協力をよろしくお願ひいたします。

まず、議事日程の3番「議事録署名委員の選出」でございますが、私、議長の方にご一任していただくことにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

ありがとうございます。異議なしの声がございましたので異議なしと認め、早速指名させていただきます。議事録署名委員は、1番萱橋委員、2番菊地職務代理者の2名をお願いしたいと思います。書記は、事務局でお願いします。

それでは、議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第5条の規定による転用許可申請は2件となっております。1ページをご覧ください。

受付番号1番、申請理由は自己住宅建築のための贈与となっております。

申請地は■■■字■■■番■■■、登記、現況とも畑、■■■㎡でございます。

続きまして受付番号2番、申請理由は駐車場、資材置場を設置するための賃貸借となっております。申請地は■■■字■■■番■■■、登記、現況とも畑、■■■㎡、同じく■■■番、登記、現況とも畑、■■■㎡、同じく■■■番、登記、現況とも畑、■■■㎡、同じく■■■番、登記、現況とも畑、■■■㎡、同じく■■■番、登記、現況とも畑、■■■㎡、合計5筆、■■■㎡でございます。以上です。

1 議長（中山会長）

事務局説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。1番萱橋委員より報告をお願いします。

1 萱橋委員

それでは報告します。4月4日午前9時より、中山会長、菊地職務代理者、海老原委員、事務局からは大久保補佐、柳橋係長の6名で書類審査及び現地確認を実施しましたので、結果2件を報告いたします。

受付番号1番、申請内容は、畑1筆■■■㎡、雑種地1筆■■■㎡、合計2筆■■■㎡を祖父より贈与を受け、自己住宅を建築する計画です。場所の詳細は2ページの地図をご覧ください。申請地は、■■■■の南側道路を挟んだ、■■■■の奥となります。■■■■の出入口よりおおむね300メートル以内であることから、農地区分は3種農地と判断します。資金計画や関係法令との調整も行っており、自己住宅建築の許可要件を満たしていると判断しました。

続いて受付番号2番、申請内容は、運送業を行う事業者が事業拡張に伴い、物流エリアが手狭になったため、隣接する畑5筆合計■■■㎡を賃貸借し、新たに物流車両の駐車場及び物流資材置場として整備し、使用する計画です。場所の詳細は3ページの地図をご覧ください。申請地は、先程、受付番号1番で報告した場所の南側になります。したがって、農地区分も3種農地と判断します。利用計画などや資金計画の書面確認の結果からも、駐車場及び資材置場としての許可要件を満たしていると判断しました。

以上報告し、各委員のご審議をお願いいたします。

1 議長（中山会長）

ありがとうございました。それでは現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。まず議案第1号受付番号1番について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

ないようですので、受付番号2番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

ないようですので採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

はい、ありがとうございます。採決の結果全員賛成により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1 議長（中山会長）

続いて議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」をご説明いたします。今月の農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請は5件となっております。4ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は■字■■■■番、登記、現況とも畑、■■■■㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号2番、申請地は■字■■■■番、登記、現況とも畑、■■■■㎡

の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号3番、申請地は[]字[]番、登記、現況とも畑、[]
[]㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号4番、申請地は[]字[]番[]、登記、現況とも畑、
[]㎡の自作地、契約内容は贈与となっております。

続きまして受付番号5番、申請地は[]字[]番[]、登記、現況とも畑、
[]㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

農地法第3条第2項各号につきましては、別紙「農地法第3条調査書」をご覧ください。以上です。

1 議長（中山会長）

はい、続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。5番海老原委員よりお願いします。

1 海老原委員

農地法第3条の規定による所有権移転の許可についての調査内容の報告をいたします。調査内容は、先程、萱橋委員から報告のありました調査委員の構成、時間等は同一であります。

受付番号1番から3番は譲受人が同一のため、一括して説明いたします。地図は6ページになります。申請地は大字[]の畑地の一角にあり、3筆が一団になっている土地であります。申請者は自作地約143アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は1名で、水稻、野菜、銀杏等を作付けする農家です。申請地は登記、現況とも畑、3筆計2,181㎡を規模拡大のため売買により譲り受け、銀杏を作付けする予定です。

続きまして受付番号4番、地図は7ページになります。申請地は[]
[]北西側に近接しております。申請者は自作地約62アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、麦を作付けする農家です。申請地は登記現況とも畑、1筆[]㎡を、規模拡大のため贈与により譲り受け、麦を作付けする予定です。

続きまして受付番号5番、地図は8ページになります。申請地は[]の南西側になります。現地は耕作されておりましたが、きれいに管理されておりました。申請者は自作地約55アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、水稻を作付けする農家です。申請地は登記、現況とも畑、1筆[]㎡を規模拡大のため売買により譲り受け、野菜を作付けする予定です。

以上のことから、1番から5番については、農機具等も所有しており、農地法第3条

第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと思います。

1 議長（中山会長）

ありがとうございました。現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。

議案第2号受付番号1番から3番は譲受人が同一でございますので、一括して審議します。受付番号1番から3番について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

ないようですので、受付番号4番についてご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

ないようですので、受付番号5番についてご質問のある方、挙手をお願いします。

（挙手なし）

質問がないようですので採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

はい、ありがとうございます。採決の結果全員賛成により、議案第2号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1 議長（中山会長）

続いて、議案第3号「非農地証明発行可否について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1 事務局（大久保補佐）

議案第3号「非農地証明発行可否について」をご説明いたします。今月の非農地証明願は2件となっております。9ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は■字■■■■番■、登記、現況とも畑、■■■■㎡、■字■■■■番、登記は畑、現況は宅地、■■■■㎡、合計2筆■■■■㎡でございます。

続きまして受付番号2番、申請地は■字■■■■番■、登記は畑、現況は宅地、■■■■㎡でございます。以上です。

1 議長（中山会長）

続いて現地確認及び書類審査の結果報告をいただきたいと思います。2番菊地職務代理人よりお願いします。

1 菊地職務代理人

4月4日に行いました書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先程、5条で萱橋委員から報告のあったメンバーと同じになります。

受付番号1番、地図は10ページになります。申請地は■■■■地区南の集落内にあります。今回提出されました受付番号1番につきましては、申請書類等の審査、現地調査をしたところ、平成11年6月以前から宅地として使用されておりました。

続きまして受付番号2番、地図は11ページになります。現地は■■■■集落内になります。申請書類等の審査、現地調査をしたところ、平成11年5月以前から宅地として使用されておりました。

以上のことから、受付番号1番、2番につきましては、茨城県が発行している「農地法関係事務処理の手引き」に記載されている非農地証明を証明できる範囲に該当すると考えますので、非農地証明を発行しても差し支えないと思われま。

各委員のご審議をお願いいたします。

1 議長（中山会長）

はい、ありがとうございました。書類審査及び現地確認の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。

議案第3号の受付番号1番について、ご質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

ないようですので、受付番号2番についてご質問のある方、挙手願います。

(挙手なし)

質問がないようですので、採決いたします。

議案第3号について、非農地証明を発行することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。全員賛成により、議案第3号は非農地証明を発行することに決定いたしました。

1 議長(中山会長)

続いて、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1. 事務局(大久保補佐)

それでは議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)」をご説明いたします。12ページの農用地利用集積計画総括表によりご説明いたします。

新規案件といたしまして、田が24筆で43,898㎡、畑が77筆で118,873㎡、合計101筆162,771㎡です。貸し手が44人で、借り手が13人となります。

次に更新案件ですが、田が22筆で47,519㎡、畑が8筆で25,259㎡、合計30筆72,778㎡です。貸し手が12人で、借り手が8人となります。

合計では、田が46筆で91,417㎡、畑が85筆で144,132㎡、合計131筆235,549㎡です。貸し手が56人で、借り手が21人となります。

権利の設定開始は、令和4年5月1日、令和4年8月1日からとなります。

詳細につきましては、13ページから19ページの農用地利用権設定計画一覧をご覧ください。説明は以上です。

1 議長(中山会長)

事務局の説明が終わりましたので、これより審議してまいります。19ページの受付番号127番は3番中山茂委員、受付番号128番から131番は文随推進委員が議

事参与の制限となっております。したがって、3つに分けて審議を進めてまいります。まず、受付番号1番から126番までについて審議いたします。ご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

質問がないようですので採決いたします。議案第4号の受付番号1番から126番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございました。全員賛成により議案第4号の受付番号1番から126番については原案のとおり許可することに決定いたしました。

続いて、受付番号127番について審議いたします。3番中山茂委員の退席をお願いします。

(中山茂委員退席)

それでは審議します。受付番号127番について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

質問がないようですので採決いたします。議案第4号の受付番号127番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第4号の受付番号127番も原案のとおり許可することに決定いたしました。中山茂委員の復席をお願いします。

(中山茂委員復席)

続いて、受付番号128番から131番について審議いたします。文随推進委員の退席をお願いします。

(文随推進委員退席)

それでは審議します。受付番号128番から131番について、ご質問のある方、挙手をお願いします。

(挙手なし)

質問がないようですので採決いたします。議案第4号の受付番号128番から131番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第4号の受付番号128番から131番も原案のとおり許可することに決定いたしました。文随推進委員の復席をお願いします。

(文随推進委員復席)

以上審議の結果、議案第4号は全て原案のとおり許可することに決定いたしました。資料の(案)を削除をお願いします。

1 議長(中山会長)

続いて、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(中間管理事業)」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局(大久保補佐)

議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(中間管理事業)」を説明いたします。20ページの農用地利用集積計

画総括表によりご説明いたします。

新規案件のみとなります。田が1筆で940㎡、畑が2筆で3,980㎡、合計3筆4,920㎡です。貸し手が3人、借り手が1団体となります。

権利の設定開始は、令和4年6月1日からとなります。

詳細につきましては、21ページの農用地利用権設定計画一覧（農地中間管理事業）をご覧ください。説明は以上です。

1 議長（中山会長）

事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議を進めてまいります。

議案第5号について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

ないようですので、採決いたします。議案第5号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

はい、ありがとうございます。議案第5号は全員賛成により原案のとおり許可することに決定いたしました。資料の（案）を削除願います。

1 議長（中山会長）

続いて、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1 事務局（大久保補佐）

議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を説明します。22ページの農用地利用配分計画案総括表によりご説明いたします。

新規案件のみとなります。田が1筆で940㎡、畑が2筆で3,980㎡、合計3筆4,920㎡です。貸し手が3人、借り手が2人となります。

権利の設定開始は、令和4年6月1日からとなります。

詳細につきましては、23ページの農地中間管理事業 農用地利用配分計画（案）一覧をご覧ください。こちらにつきましては、市から意見を求められているものでございます。説明は以上です。

1 議長（中山会長）

これより審議していきますが、23ページの受付番号3番は、10番榎田委員が議事参与の制限となっています。したがって、全体を2つに分けて審議をしてまいりますのでよろしくお願いいたします。

まず、受付番号1番、2番を審議いたします。ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

質問がないようですので採決いたします。議案第6号の受付番号1番、2番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成につき議案第6号の受付番号1番、2番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

続いて、受付番号3番を審議いたします。榎田委員の退席をお願いします。

（榎田委員退席）

それでは審議します。受付番号3番について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

質問がないようですので、採決いたします。議案第6号の受付番号3番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

はい、ありがとうございます。全員賛成により、議案第6号の受付番号3番を原案のとおり承認することに決定いたしました。榎田委員の復席をお願いします。

(榎田委員復席)

以上審議の結果、議案第6号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

1 議長（中山会長）

議案は以上でございます。続いて、報告事項に入ります。報告事項2件について一括して事務局より報告願います。

1 事務局（石塚事務局長）

報告事項①「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について」をご報告します。議案書は24ページから32ページをご覧ください。

解約理由は、土地所有者本人が自作するためのものが5件、耕作者変更のためのものが30件、農地法第3条申請のためのものが1件、河川改修工事に伴う用地買収のためのものが2件、つくばみらいスマートインターチェンジ事業のためのものが4件となっております。

続きまして、報告事項②「制限除外の農地の移動届について」をご報告します。議案書は33ページになります。

今回の移動届は1件となります。申請理由は、つくばみらい福岡地区土地造成事業のためのものが1件となっております。

報告は以上です。

1 議長（中山会長）

ありがとうございました。

以上で本日予定しました議案は、すべて終了しました。

これで、4月定例総会を閉会いたします。

上記会議の次第を記載し、相違ないので署名押印する。

令和4年4月11日

つくばみらい市農業委員会

議 長 ⑩

議事録署名委員 ⑩

議事録署名委員 ⑩